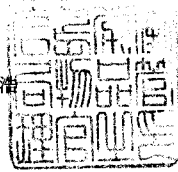


公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 6 月 13 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 稲原 俊浩



1 企画競争に付する事項

「平成 26 年度中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティング等の実施」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成 25・26・27 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」において「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (3) 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められている用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」の範囲とする。

- ① 企画書提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第 3 省第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までに是正を完了しているものを除く。）
- ② 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（企画書提出時において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと。）

- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の雇用率（2.0%）以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- ④ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）
- ⑤ 企画書提出時から過去 3 年間に於いて、上記以外の法令違反等あり、社会通念条著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。

(7) 雇用保険法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 13 号）により拡充された教育訓練給付の対象となる中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練を実施する計画がない団体であること。また、次に掲げる資本関係にある団体が、当該訓練を実施する予定がないこと。

- ① 連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）
- ② 親会社等（アからウまでに該当する者）
 - ア 参加者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
 - イ 参加者（持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
 - ウ 参加者の事業の方針に関して、ア及びイに掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

3 契約候補者の選定

「平成 26 年度中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティング等の実施に係る企画書募集要領」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、契約候補者を選定する。

4 企画競争説明書（仕様書及び企画書募集要領）の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成 26 年 6 月 13 日（金）～平成 26 年 6 月 27 日（金）

（土日祝を除く 10:00～12:00、13:00～17:00）

(2) 交付場所

広島県広島市中区八丁堀 5-7 広島 K S ビル 4 F

広島労働職業安定部地方訓練受講者支援室

担当：高杉





TEL : 082-502-7831 (内線 225)

FAX : 082-502-7825

5 企画競争に係る説明会の開催

以下のとおり、企画競争に係る説明会を開催する。

(1) 開催日時

平成 26 年 6 月 19 日 (木) 13 : 30 から

(2) 開催場所

広島県広島市中区八丁堀 5-7 広島KSビル 4 F 広島労働局職業安定部会議室

(3) 説明会への参加を希望する場合は、平成 26 年 6 月 18 日 (水) 12 時まで 4 (2) の連絡先へ、電話にて申し込むこと。

(4) 出席人数

1 機関当たり 2 名までとする。

※説明会の会場で企画競争説明書の配布はしないため、事前に 4 (2) の場所で企画競争説明書を入手 (無償で配布。事前連絡は不要。) してから参加すること。

6 企画競争説明書に関する質問の受付及び回答

質問は下記により FAX (A4 様式自由) にて受け付ける。

(1) 受付先

4 (2) に同じ

(2) 受付期間

平成 26 年 6 月 19 日 (木) ~平成 26 年 6 月 23 日 (月)

(土日祝を除く 10 : 00~12 : 00、13 : 00~17 : 00)

(3) 回答

平成 26 年 6 月 26 日 (木) までに質問者及び上記 5 の説明会に参加した者に対して FAX 等で行う。ただし、軽微な質問については質問者のみに回答する。

7 企画書等の受領期限等

(1) 受領期限

平成 26 年 7 月 1 日 (火) 17 : 00

(2) 提出先

4 (2) に同じ

(3) 提出方法

直接提出 (持参) とする

8 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

9 その他

詳細は、「平成 26 年度中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティング等の実施に係る企画書募集要領」による。





「平成 26 年度中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティング等の実施」に係る企画書募集要領

1 総則

「平成 26 年度中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティング等の実施」に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

「平成 26 年度中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティング等の実施」の内容等は、「平成 26 年度中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティング等の実施に係る企画書作成のための仕様書」とおりとする。

3 事業実施期間

平成 26 年 8 月 11 日（予定）から平成 27 年 3 月 31 日

4 予算額

事業の予算額は、18,423 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内を予定している。

5 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成 25・26・27 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」において「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (3) 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められている用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」の範囲とする。

- ① 企画書提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）

又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第 3 省第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）

- ② 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（企画書提出時において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと。）。
 - ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の雇用率（2.0%）以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - ④ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）
 - ⑤ 企画書提出時から過去 3 年間に於いて、上記以外の法令違反等あり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。
- (7) 雇用保険法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 13 号）により拡充された教育訓練給付の対象となる中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練を実施する計画がない団体であること。また、次に掲げる資本関係にある団体が、当該教育訓練を実施する予定がないこと。
- ① 連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）
 - ② 親会社等（アからウまでに該当する者）
 - ア 参加者（株式会社である場合に限り。）の議決権の過半数を所有している者
 - イ 参加者（持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）である場合に限り。）の資本金の過半数を出資している者
 - ウ 参加者の事業の方針に関して、ア及びイに掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

6 企画競争説明書（仕様書及び企画書募集要領）に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

広島県広島市中区八丁堀 5-7 広島KSビル4F
広島労働局職業安定部地方訓練受講者支援室
担当：高杉





TEL：082-502-7831（内線225）

FAX：082-502-7825

(2) 受付期間

平成26年6月19日（木）～平成26年6月23日（月）

（土日祝を除く10：00～12：00、13：00～17：00）

(3) 受付方法

FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(4) 回答

平成26年6月26日（木）までに質問者及び説明会に参加した者に対してFAX等で行う。ただし、軽微な質問については質問者のみに回答する。

7 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類及び提出部数

① 平成26年度中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティング等の実施に係る企画書

② 添付書類

※ 詳細については「平成26年度中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティング等の実施に係る企画書作成のための仕様書」による。

③ 本企画競争の参加資格を有することを証明する書類

※ 詳細については「平成26年度中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティング等の実施に係る企画書作成のための仕様書」による。

④ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書

(2) 提出部数

① 平成26年度中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティング等の実施に係る企画書 正1部、副7部（※）

② 添付書類 正1部、副7部（※）

③ 本企画競争の参加資格を有することを証明する書類 正1部

※副7部について、会社名や会社のロゴマークをマスキングする等により、会社が特定されないようにした上で提出すること。

(3) 提出期限等

① 提出期限

平成26年7月1日（火）17：00まで

② 提出方法 直接提出（持参）とする。

③ 企画書等の提出場所及び作成に関する問い合わせ先 6（1）と同じ

④ 提出に当たっての注意事項

ア 受付時間は、土日祝を除く10：00～12：00、13：00～17：00

イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

ウ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。

エ 企画書の提出に当たり一件を超えて申し込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 複数者で共同提案を行う場合は、全体の意思決定、運営管理者等に責任を持つ共同提案者の代表者を明らかにしておくこと。

カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。（共同提案者の代表者以外を含む。）

キ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。（共同提案者の代表者以外を含む）

ク 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画書等を無効とする。（共同提案者の代表者以外を含む）

ケ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

8 評価の実施

(1) 「平成26年度中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティング等の実施に係る企画書評価委員会設置要綱」及び「平成26年度中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティング等の実施に係る企画書評価について」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、事業の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。

(2) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

9 契約の締結

評価結果通知後速やかに、「平成26年度中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルティング等の実施に係る企画書委託要綱」第4条から第6条に定める契約手続きを行う。

10 その他

(1) 企画説明書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出された経費内訳書については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することもあり得る。